

江戸川区東京都主任介護支援専門員更新研修受講者推薦基準

1 目的

東京都主任介護支援専門員更新研修事業実施要綱（平成28年4月1日付27福保高介第1437号、以下「都実施要綱」という。）に基づき、その事業目的及び対象要件に沿って江戸川区（以下「区」という。）が研修受講者として適切であると認め、東京都（以下「都」という。）へ推薦するための基準について、以下のとおり定める。

2 推薦基準

都実施要綱3-(2)-ク及び3-(3)-オの規定について、区が付帯する推薦基準は、次に掲げる(1)～(3)の要件を全て満たす者とする。

- (1) 主として認定調査員業務に従事している主任介護支援専門員であって、識見等に優れ、ケアプラン作成においても十分な能力が認められる者。
- (2) ケアプラン点検を実施したうえで、主任介護支援専門員としての力量を維持していることが確認できる者。
- (3) 当該研修修了後、最低1年間は、引き続き区内で働く予定がある者。

3 選考（審査）

(1) 申し込み

受講希望者は、都が定める提出書類に加え、区が定める次の書類を、提出期限までに提出するものとする。

- ア 推薦依頼願（受講希望本人用）及び自己申告シート
- イ その他必要な書類

(2) 審査

区は、研修受講希望者の推薦を公平に実施するため、研修受講希望者が提出した書類等をもとに、都実施要綱及びこの基準の規定に基づき審査する。審査の過程で疑義が生じた場合、研修受講希望者へ追加資料の提出及び照会を求めるものとする。

(3) 審査基準

次に掲げる事項について、各々の状況を審査するものとする。

- ア 事業所及び当該介護支援専門員が受託（担当）している、介護予防ケアマネジメント及び介護予防サービス計画の件数
- イ 当該主任介護支援専門員と地域包括支援センターとの連携状況
- ウ 当該主任介護支援専門員が担当している支援困難事例及び虐待事例の件数
- エ 実際に担当しているケアプランの内容を点検した結果
- オ 主任介護支援専門員としての能力が備わっているか、模擬ケアプラン作成等の確認内容

カ 事業所及び当該主任介護支援専門員が、実地指導において特段問題がなく、指導が終結しているか

キ 事業所及び当該主任介護支援専門員についての苦情等の内容

(4) 推薦の可否及び推薦順位の決定

区は審査の結果、都及び区の基準を満たしていると判断された者について、順位を付し都に推薦する。

4 研修修了後の協力

推薦を受けようとする者及び事業所は、区の推薦を受けて東京都主任介護支援専門員更新研修を修了し、名簿登録された場合は以下の協力を行うよう努めること。

- (1) 区及び地域包括支援センターが行う事業に派遣依頼があった場合は、積極的に協力すること。
- (2) 区及び地域包括支援センターからの支援困難事例及び虐待事例の受け入れに、積極的に取り組むこと。
- (3) 地域貢献や他の事業所の介護支援専門員に対する指導及び助言等の役割を積極的に担うこと。
- (4) 勤務先の変更及び退職時には、区の介護保険課まで、その旨を連絡すること。

5 情報の非開示

この基準による研修受講の被推薦者及び研修受講希望者に係る推薦の有無及び推薦順位に関する情報は、推薦に係る事務の執行のために都福祉保健局に提出する場合、その他区情報公開条例の規定により開示する場合を除き、開示しない。

6 その他

この基準に定めるもののほか、研修の推薦に関する事項、その他必要な事項については、別途介護保険課長が定める。

[改正履歴]

令和3年5月12日 改正